

公益財団法人 日本ライフセービング協会

ベストの製造販売に関する規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）が定める「JLA 競技規則<2021年版>2.10.7 ベスト (Vests)」に基づき、ベストに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(構 成)

第2条 本規程は、以下の4つの規定等で構成される。

- (1) ベストデザイン規定
- (2) ベスト製作手順規定
- (3) ベスト審査規定
- (4) その他（使用料及び免責事項）

(ベストデザイン規定)

第3条 オーシャン競技で着用するベストは、高い視認性があり、首から腹部まで繋がったスリーブレス（袖がないもの）であること。

2 ベストの素材、構造及びデザインは次の通りとする。

- (1) 素材は繊維のみであること。
- (2) 透過性があること。
- (3) ジッパーなどの他の身体を締め付けるものは使用しないこと。
- (4) 浮力、鎮痛作用、化学・医学的刺激、他の外部からの刺激又は作用がないこと。
- (5) ベストの素材には、物を貼り付けてはならない（但し、後述する本条(7)、(8)及び(9)に該当するものを除く）。
- (6) 視認性の高いものであること。色の指定はしないが、ピンク色、オレンジ色、黄色、緑色及び赤色が望ましい。
- (7) ベストに付けてもよい標記は、以下のものに限る。
 - (ア) ベストのメーカーロゴやマーク
 - (イ) 競技者自身の氏名及び所属団体の名称
 - (ウ) 水着及びウェア等のメーカーロゴやマーク
- (8) ベストに付ける標記の大きさ等は、以下の通りとする。
 - ベストのメーカーロゴやマークは、大きさ及び貼り付け位置は問わない。但し、前面及び後面にそれぞれ1か所までとする。
 - 競技者自身の氏名、所属団体の名称、水着及びウェア等のメーカーロゴやマークは、全てを脇下から裾までの範囲に160 cm²以内に1箇所収めることとし、前面及び後面にそれぞれ1か所までとする。
 - 本協会基本規程第7章会旗及び標章に定められている「会旗（JLA マーク）」と かぶせないこと。
- (9) 本協会基本規程第7章会旗及び標章に定められている「会旗（JLA マーク）」が取り付けられていること。但し、その使用にあつては本協会基本規程第7章会旗及び標章に則ること。取り付け位置及び会旗の大きさは次の通りとする。
 - (ア) 取り付け位置は、前胸部の左胸あたりであること。
 - (イ) 大きさは、直径5cm±20%以内であること。

(ウ)他の標記等とかぶせないこと。

(ベスト製作手順規定)

- 第4条 ベストを製造及び／又は販売する者は、本協会の承認を得なければならない。
- 2 承認を得るための申請手順は次の通りとする。
 - (1) 本協会事務局(ライフセービングスポーツ本部)宛に、以下の3点を提出すること。
 - 指定の申請用紙。
 - ベスト実物の写真。写真は、身体の前側(胸部及び腹部)と後ろ側(背中)の、少なくとも2方向から撮影したものであること。
 - ベスト実物(試作品でも構わないが、試作品と完成品が同じであること)。
 - (2) 本協会による審査後、承認されるとベスト製造承認証が通達される。
 - (3) 本協会の承認後、本協会主催又は認定競技会で使用することができる。
 - 3 ベストの製作を承認した後は、承認を得た者から再製作の手続きがなされない限り、競技会ごとに製作手順を行う必要はない。製作後に何らかの理由により本協会がベストの変更を求めた場合、承認を得た者と本協会が協議して対応を行う。
 - 4 ベストの製作の承認を受けた者が、ベストのデザインを修正したい場合は、本条2項の手続きを再度行うこと。この修正が承認された場合、それまでに承認されていたデザイン等は全て取り消される。
 - 5 本規程が改廃されたことで、承認済みのデザイン等が改廃後の本規程に合致しない場合でも、原則として承認を継続することを可能とする(但し、過去に承認されたデザインであっても、世情を鑑み、継続使用が不適当と判断されるものはこの限りではない)。
 - 6 ベストの製作の承認を受けた者が、販売を取り止めるなどの事由により承認を抹消したい場合は、その旨を記載した承認抹消届を本協会事務局(ライフセービングスポーツ本部)宛に提出をすること。承認抹消届の様式は任意とする。
 - 7 ベストの製作の承認を受けた者が本協会に関連する諸規程に反した、もしくは製作及び販売工程がふさわしくないと本協会が判断した場合に、その承認を抹消する場合がある。

(ベスト審査規定)

- 第5条 ベストの製作における審査は、本協会ライフセービングスポーツ本部によって審査し、同本部の本部長が最終判断をする。
- 2 ベストの製作における審査は、第3条ベストデザイン規定に則っていることを基本とする。
 - 3 以下に該当する場合、審査を承認せずにデザイン等の修正を求める場合がある。
 - (1) ベストの形状及びデザインが公序良俗や一般良識に反している。
 - (2) その他の理由により、本協会ライフセービングスポーツ本部により認められない場合。

(報告義務と使用料)

- 第6条 ベストを製造及び／又は販売する場合、その数を本協会に報告し、製造原価、仕入れ価格もしくは販売価格のうち一番高い金額に対して5%のロイヤリティを本協会に支払わなければならない。
- 2 報告とロイヤリティ支払いは年に2回行い、その時期は以下の通りとする。最終報告日が非営業日の場合には前倒しで報告を行う。
 - (1) 毎年度4月1日～9月30日分： 10月15日まで
 - (2) 毎年度10月1日～3月31日分： 4月15日まで
 - 3 本協会は、ベストを販売する者に対して、年1回まで監査を行い報告された販売数が実

際の数と合致しているかを確認する権利を持つ。本協会が監査を行う際には、その5営業日前までに連絡する。ベストを販売する者は、最善の努力でそれに協力する。

- 4 本協会は、3年間以上の販売実績を持ち、次の年度における迅速かつ安定した供給を約束した者に対しては、ロイヤリティを免除することがある。但し、その場合においても販売数の報告義務はなくなる。

(免責事項)

第7条 ベストの製作を承認したとしても、本協会はそのデザインが他に類似していないことを保証するものではない。

- 2 ベスト製作の承認後に、他の団体（チーム）又は第三者からデザインの類似／盗用の指摘があっても、本協会はその紛争に関知及び仲裁はしない。この場合、当事者間で解決をすること。
- 3 紛争中、当該ベストは新たに承認又は修正の申請が出されるまで利用可能とする。
- 4 紛争解決後、当該デザインの修正が必要であれば、本規程第4条4項の手順に従い変更をすること。
- 5 ベスト製作の承認後に、他との類似が明らかとなり、本協会が活用したため真の著作権者から損害賠償等を請求された場合、本協会は当該デザインを申請した者にその損害を請求する。

(改 廃)

第8条 本規程の改廃は、本協会理事会の決議を経てこれを行う。

附 則

本規程は2021年3月13日から施行する。

改正（第2号）は2021年4月10日から施行する